

個人住民税

個人住民税(町県民税)は1月1日に江北町に住所のある人に課税され、前年(1月1日～12月31日)の1年間に得た所得に対してかかる税金です。税額は、所得に応じて課税される所得割額と、一定額以上の所得がある人に一律の額により課税される均等割額の二つから構成されています。また、江北町に住所を有しない人でも町内に事務所や事業所または家屋敷を有する人は均等割額が課税されます。

○均等割額

町民税均等割額 3,500円

県民税均等割額 2,000円

※平成20年度から、県民税には、佐賀県森林環境税が500円上乗せされています。

※平成26年度から、町民税・県民税には、東日本大震災からの復興に関する防災事業のため、それぞれ500円が上乗せされています。

○所得割額

税額 10% (町民税 6%・県民税 4%)

課税所得金額 (所得金額－所得控除) × 税率－税額控除＝税額

○納付方法

- ・普通徴収 (納付書又は口座振替で納付)

年税額を6月から翌年3月までの10回に分けて納めます。

- ・特別徴収 (給与からの天引き)

年税額を毎月の給与(6月から翌年5月までの12回)からの天引きにより納めます。

※年の途中で退職された場合は再就職先で引き続き特別徴収で納めるか、退職時に一括して納めるか、普通徴収で納めるかになります。

- ・年金特別徴収 (公的年金から天引き)

4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者のうち個人住民税を納税されている人が対象です。ただし、介護保険料が年金から天引きされていない人、天引きされる住民税が老齢基礎年金等の額を超える人などは対象となりません。

※天引き開始後、町外への転出・税額変更・年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが中止となり、普通徴収により納めることになります。